

# 平成 1 8 年度税制改正に関する要望

平成 17 年 9 月

名古屋商工会議所

わが国経済は、「踊り場」から再び回復軌道に向かいつつあるものの、競争の激化などから経営基盤の弱い中小企業にとってはまだまだ厳しい状況が続いている。

このため、当面の経済運営の基本は、規模による景気の格差を解消し、中小企業を含め、景気の本格回復を実現することであり、安易な増税の動きは消費税引き上げを契機に景気が減速した過去の例を見るまでもなく、景気に悪影響を与えることは明らかである。

まずは中小企業を中心に内需主導による景気の本格回復を実現することが肝要であり、「税制」はその有用な手段であることから、平成 18 年度税制改正では、企業税制、とくに中小企業税制の拡充・強化とともに、個人税制にも一層配慮することが重要であると考えます。

なお、国・地方とも厳しい財政状況にあるなかで、財政再建はもとより大切であるが、さらに徹底した歳出の合理化、効率化を行わずして消費税引き上げを行うことは、到底国民の理解と納得を得られない。

以上のような基本的な考えに基づき、平成 18 年度税制改正について下記のとおり要望する。

目次

網掛け部分は重点要望項目

． 中小企業関連税制	1
1． 円滑な事業承継のための税制の確立	1
2． 留保金課税の撤廃	1
3． 中小企業投資促進税制の適用期間の延長	1
4． 新会社法の施行に伴う株式評価方法の確立	2
5． 個人事業主の損失補填に伴う土地の譲渡所得への損益通算の適用	2
6． ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充	2
7． 中小法人の定義の拡大と軽減税率の引き下げおよび適用所得金額の引き上げ	2
8． 租税特別措置の延長	2
9． 交際費の課税基準の明確化	3
． 企業税制	3
1． 法人税率の引き下げ	3
2． 減価償却方法の見直し	3
3． 情報通信機器等を取得した場合等の税額控除または特別償却（IT投資促進税制）の延長	3
4． 研究開発促進税制の延長	4
5． 事業所税の廃止	4
6． 知的財産権における税制面での優遇措置	4
7． 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃	4
． 個人税制	5
1． 定率減税制度の存続維持	5
2． 人的控除の存続・拡大	5
3． 退職所得控除の据え置きと現行方式の維持	5
4． 個人住民税の現行維持	6
． 土地・住宅・金融資産に係る税制	6
1． 固定資産税・都市計画税の負担の軽減	6
2． 新耐震基準を満たす住宅への建替え・耐震改修を促進する税制措置	6
3． 住宅取得資金の贈与の特例の延長	7
4． 不動産取得税、登録免許税の引き下げ措置の延長等	7
5． 中心市街地活性化のための税制措置	7
6． 金融所得課税の一体化	8
． 地域に係る税制	8
1． 地域防災に係る税制優遇措置の拡充	8
2． スーパー中核港湾・名古屋港に係る税制の優遇措置の適用	8
3． 「2005年日本国際博覧会（愛・地球博）」に伴う特例措置の延長	8
4． 観光事業に係る税制の拡充	9
． 環境税の導入反対	9
． 徴税の簡素化ならびに電子申告・納税システムの整備	9

## ．中小企業関連税制

### 1．円滑な事業承継のための税制の確立

ゴーイングコンサーン（継続事業体）の観点から、事業用資産に対する課税は、企業の継続を阻害する税制であり、本来なら廃止すべきである。

近い将来の抜本的改正に向け、所要の措置を講ずるべきである。  
（要望の詳細については別添の要望書をご参照。）

### 2．留保金課税の撤廃

留保金課税は、法人企業と個人企業の税負担の格差を是正するために設けられたが、かつてのような税負担の格差は存在していないため、その存在理由がなくなっている。

また、外部資金調達が困難な中小企業は、経営者の出資や内部留保に頼らざるを得ないため、内部留保資金は中小企業が事業拡大をするための生命線であることから、留保金課税は中小企業の発展の阻害要因となっている。

いまや、留保金課税の存在意義はなく、法人税と二重課税となっていることから、全面的に廃止されたい。

### 3．中小企業投資促進税制の適用期間の延長

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除を認める中小企業投資促進税制は、平成 17 年度末に期限が到来するが、中小企業の設備投資マインドに好影響を与えていることから、適用期間を延長されるとともに、特別償却率と税額控除率を引き上げられたい。

#### 4. 新会社法の施行に伴う株式評価方法の確立

新会社法により、株式譲渡制限会社においては、剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会における議決権について、株主ごとに異なる取り扱いを定款で定めることが可能となったところである。

については、中小企業において、これらの新しい種類株式の積極的な活用を図るために、新会社法の施行にあたってはこれら種類株式の税務上の評価方法を明確にされたい。

#### 5. 個人事業主の損失補填に伴う土地の譲渡所得への損益通算の適用

損失補填に土地を売却した場合、法人においては損益通算となり、譲渡所得に課税されないが（土地重課制度は平成 20 年 12 月 31 日まで適用停止中）、個人事業主の場合は譲渡所得に課税されることとなっている。

このため、個人事業主には不利となることから、損失補填のために売却した場合の土地の譲渡所得については、事業所得と損益通算とされたい。

#### 6. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

ベンチャー企業や新規創業への投資を促すため、投資損失と他所得との損益通算を認めるとともに、出資額の一定割合の所得控除・税額控除ができるようエンジェル税制の拡充を図られたい。

また、平成 17 年度末に期限となる創業 5 年以内の中小企業等に対する欠損金の 1 年間の繰戻還付措置を延長されたい。

#### 7. 中小法人の定義の拡大と軽減税率の引き下げおよび適用所得金額の引き上げ

中小企業の体質強化の観点から、税法上「資本金 1 億円以下」となっている中小法人の定義を、平成 11 年に改正された中小企業基本法の定義に合わせて「資本金 3 億円以下」に改められたい。

また、中小法人の軽減税率を引き下げるとともに、適用所得額を現行 800 万円から 1,500 万円に引き上げられたい。

#### 8. 租税特別措置の延長

##### (1) 中小企業技術基盤強化税制の延長

中小企業者が支出した試験研究費については 12% の税額控除が認められており、平成 17 年度末までは一律 3% を上乘せされているが、引き続きわが国経済を支える中小企業に試験研究に対するインセンティブを与えるために、この時限措置を延長されたい。

## (2) 少額減価償却資産の特例措置の延長

中小企業者を対象に、30万円未満の減価償却資産について損金算入を認めている特例措置の期限が、平成17年度末に到来するが、あらゆる資産への投資を促進し、中小企業の活力を一層高めるために、特例措置を延長されたい。

## 9. 交際費の課税基準の明確化

交際費は、法人の事業遂行にあたり支出するものであり、企業会計原則においては、費用とすることが可能となっている。

このため、課税基準の明確化を図った上で、全額損金算入できるように改められたい。

## . 企業税制

### 1. 法人税率の引き下げ

これまで数次の改正により法人税率が引き下げられたが、経済のグローバル化が一層進展する中で、企業が国や地域を選ぶ時代であり、企業の経済活動にとって魅力ある国、地域となることが、わが国の国際競争力の維持につながるという観点から、法人税の一段の引き下げを実現されたい。

### 2. 減価償却方法の見直し

有形減価償却資産の法定残存価額は取得価額の10%となっている一方、無形減価償却資産は全額償却できることとなっている。

このため、有形減価償却資産についても、備忘価格1円を残して全額償却できるように改められたい。

また、法定耐用年数については、技術革新が著しいIT関連機器などでは使用年数より長いこともあるため、諸外国とも比較し実態に即した年数に改定されたい。

### 3. 情報通信機器等を取得した場合等の税額控除または特別償却（IT投資促進税制）の延長

企業がハード・ソフトの両面から積極的にIT投資を行うことにより、企業の事業効率化、高付加価値化が進展し経済の活性化が図られることから、IT投資促進税制は引き続き延長を図られたい。

#### 4. 研究開発促進税制の延長

現在、試験研究費に対する税額控除制度として、平成 17 年度末に期限の到来する増加試験研究費の税額控除と、試験研究費の総額に係る特別税額控除の選択制となっている。

これら税制の拡充は、わが国の生産性向上に大きく寄与し、実質 GDP の押し上げ効果を有するため、増加試験研究費の税額控除制度を延長されるとともに、平成 17 年度末までの試験研究費の総額に係る特別税額控除に一律 2% を上乘せする時限措置の延長もされたい。

#### 5. 事業所税の廃止

事業所税は、資産割部分については「固定資産税」または「外形標準化された法人事業税」のいずれか、また従業者割については「外形標準化された法人事業税」とそれぞれが二重課税であり、また、企業および人口の集積している都市部にのみ課税され、都市間の公平性の観点からも問題であり、事業所税を廃止されたい。

#### 6. 知的財産権における税制面での優遇措置

経済のグローバル化が進むなかで、わが国が産業の国際競争力を高めるためには、知的財産権の利活用を促進させる必要があるが、特許を申請するための費用は企業にとって負担となっており、とくに国際特許に関する費用負担は多大なものである。

このため、知的財産権の申請・登録の際にかかる費用の一定割合を税額控除されたい。

また、知的財産権の流通を促進させるために、知的財産権の売買に関して、知的財産権を購入した際の取得価額を特別償却できる制度および譲渡した際の利益を特別控除できる制度を創設されたい。

#### 7. 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃

現在、退職年金等の積立残高に対して課税される特別法人税は、運用利回りの低下により、平成 19 年度末まで凍結されることになっている。

退職年金等は国民が自らの努力と責任において老後の所得確保を図る制度であり、課税によりこうした国民の自助努力を阻むこととなる。とくに、確定拠出年金制度を考えた場合、退職年金業務等を行う法人に課税されるということは、運用利回りが低くなることに等しいため、加入促進の阻害要因のひとつになる。

以上のような観点から、特別法人税については、凍結の期限を待つことなく直ちに廃止されたい。

## ・個人税制

### 1 . 定率減税制度の存続維持

個人所得税・住民税の定率減税については、平成 17 年度改正において 2 分の 1 に縮減されたところであるが、足許の景気情勢を見ると「踊り場」から脱しつつあるとはいえ、中小企業では景気回復が遅れているのが現状である。

中小企業を含め、景気の本格回復を実現するためには個人消費が着実に回復することが強く求められていることから、今後の景気動向、とりわけ消費動向を十分勘案しつつ、内需主導の自律回復が定着するまで、更なる縮減を見送られたい。

### 2 . 人的控除の存続・拡大

基礎控除、配偶者控除、扶養控除の人的控除については、生活の維持に配慮することはもとよりであるが、当面は消費を喚起して、景気回復をより確かなものとするためにも有用であることから、現状のまま存続されたい。

とくに、扶養控除については、これ以上の少子化に歯止めをかけ、国力の維持・向上の観点から、拡大されたい。

また、配偶者控除に関連して、いまや企業活動にとって重要な担い手であるパート労働者に配慮し、対象となる配偶者の給与収入を「103 万円以下」から引き上げられたい。

### 3 . 退職所得控除の据え置きと現行方式の維持

昨今における雇用形態や就業構造の変化の中で、退職金の支給実態が多様化していることなどから、退職所得控除については見直すべきとの指摘がつつとになされているところである。

しかしながら、老後の生活保障的な所得であることなどから、特別の配慮が必要であり、退職所得については勤続年数に応じた退職所得控除額を据え置くとともに、収入金額から退職所得控除額を差し引いて二分の一にして課税する現行の方式を維持されたい。



#### 4. 個人住民税の現行維持

個人住民税の均等割については、あまりに低いとの指摘がなされているが、社会保険料の引き上げなど個人の負担感が増していることから、この時期の均等割の税額引き上げは行うべきではないと考える。

また、所得割についても、三位一体改革に関連して、税率 10% へのフラット化が検討されており、これに伴い、所得税の税率を調整することが検討されているが、個々の納税者にとって増税とならないような調整が可能か明確でない上に、応能的な性格を残し累進課税でもよいのではないかとの考え方もあるため、現行の制度を維持するのが妥当である。

#### . 土地・住宅・金融資産に係る税制

##### 1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減

###### (1) 土地に係る固定資産税の引き下げ

商業地等においては地価水準との大幅な乖離が続き、重税感が根強く残っている。

企業負担の軽減と地域経済の活力増進の観点から、税率引き下げや評価方法の見直しを含めた抜本的な税負担の軽減措置を講じられたい。

###### (2) 家屋に係る固定資産税の見直し

家屋の評価についても、現行の評価基準は非常に複雑なうえ、法人税法上の法定耐用年数に相当する経過年数が長く設定されている等の問題があり、見直しを図られたい。

##### 2. 新耐震基準を満たす住宅への建替え・耐震改修を促進する税制措置

新耐震基準を満たす住宅づくりを促進することは、国民の生命・生活を守るために、緊急な課題である。新耐震基準を満たす住宅への建替え・耐震改修を促進するために、以下の措置を創設されたい。

耐震建替えについては、新耐震基準を満たしていない既存住宅の解体撤去工事費を所得税・住民税より税額控除すること。

耐震改修については、耐震改修工事費の一部を所得税・住民税より税額控除すること。

### 3. 住宅取得資金の贈与の特例の延長

住宅取得資金の贈与の特例は、若い世代の住宅取得を下支えし住宅着工を促進しており、今後、金融資産から住宅などの実物投資への流れを確かなものとするため、平成17年12月31日で期限の到来する以下の特例を延長されたい。

相続時精算課税制度の非課税枠 2500 万円に 1000 万円上乘せするとともに 65 歳未満の者からの贈与税も対象とする特例措置  
住宅取得資金贈与税の特例措置（5分5乗方式）

### 4. 不動産取得税、登録免許税の引き下げ措置の延長等

土地取引の活性化、土地流動化の促進、都市再生等土地の有効利用を強力に推進する観点から、平成17年度末に期限が到来する不動産取得税ならびに登録免許税の引き下げ措置を延長されたい。

また、バブル期の土地高騰を経て、地価が沈静化している今日においては地価税、特別土地保有税の役割は終わっているので、地価税を廃止するとともに、特別土地保有税については徴収猶予分も含め完全廃止されたい。

### 5. 中心市街地活性化のための税制措置

少子高齢化が進展し人口の減少が予想される中で、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれる安全・安心で美しい21世紀型の中心市街地を実現するため、中心市街地の土地・建物の有効活用、事業所等の立地、まちなか居住の促進などを推進する必要がある。

このため、以下の税制措置を講じられたい。

中心市街地活性化に資する宅地、建物等に対する固定資産税について、軽減を図ること。

中心市街地において建物を新築または増改築した場合において、固定資産税の軽減を図ること。

中心市街地活性化に資する事業用宅地に関して、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算特例の適用等について優遇措置を講じるほか、相続税の軽減を図ること。

郊外から中心市街地へ移転する場合において、居住用および事業用資産の買換え特例の拡充、登録免許税および不動産取得税の軽減を図ること。

## 6. 金融所得課税の一体化

金融所得課税の一体化は「貯蓄から投資へ」の流れを促進させ、一般投資家の利便性を高めることにより、金融市場の活性化を促す措置であり、預貯金に滞留している個人金融資産を株や投資信託などの投資商品に振り向けることである。

現行の金融所得は、利子、配当、譲渡所得に分かれており、異なる所得分野での損益通算が認められてない。投資家のリスク軽減と投資意欲を高めるためにも、金融所得間の損益通算を認める金融所得の一体課税を推進されたい。

## ・地域に係る税制

### 1. 地域防災に係る税制優遇措置の拡充

東海地震、東南海地震、南海地震の強化指定地域における防災対策を促すために、耐震構造をもつ新設の工場や事業所等に係る優遇制度を創設されたい。また、工場や事業所等の補修・改善等に係る資本的支出を全額損金算入されたい。

### 2. スーパー中樞港湾・名古屋港に係る税制の優遇措置の適用

平成 16 年 7 月に伊勢湾がスーパー中樞港湾に指定されたところであるが、公共事業等における民間事業者の資金・能力の活用が注目されている情勢を背景に、とくに名古屋港において、メガオペレーターが整備するターミナル施設に対する登録免許税、不動産取得税の優遇措置の適用を図られたい。

### 3. 「2005 年日本国際博覧会（愛・地球博）」に伴う特例措置の延長

「2005 年日本国際博覧会（愛・地球博）」については、年内にも撤去作業を完了することとなっているが、周辺環境の改変を最小限にしつつ撤収作業を行う必要から、年内に撤収作業を完了することが困難な情勢にあり、撤収作業には 1 年を超える期間を要することが見込まれているため、以下の措置を講じられたい。

平成 15 年度から 17 年度に課税が免除されている、博覧会の参加国等が有する一定の家屋等に対する固定資産税又は都市計画税について 18 年度も課税を免除すること。

「愛・地球博」の終了後 6 ヶ月経過する日に存する、博覧会の参加国等が有する一定の家屋等に対して、不動産取得税が課されるが、これを 18 ヶ月に延長すること。

「愛・地球博」の開催に伴う国有資産等所在市町村交付金の特例措置を平成 19 年度まで延長すること。

#### 4. 観光事業に係る税制の拡充

当地域は全国に先駆けて産業観光の振興に努めているが、ポスト万博のさらなる地域の活性化のため、産業観光を中心に広く観光の推進が求められているところである。

については、政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税の軽減措置を当地域のすべての市町村において完全実施されるとともに、地域の観光振興に資する集客施設などに軽減措置の対象を拡大されたい。

また、歴史的、文化的価値のある産業文化財（産業遺産、工場遺構）や生産現場（工場、工房等）などを観光資源として活用する産業観光の一層の発展のため、保存・維持が求められる産業文化財の固定資産税、修繕・維持費用等に係る優遇措置を創設されたい。

#### ・環境税の導入反対

環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税する、まさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものである。

また、環境税導入による直接の温室効果ガス抑制効果は期待できず、環境税の効果に対する疑問があることに加え、削減目標達成のために様々な対策の結集が必要とされるなかで、「まず環境税ありき」の議論には承服しがたい。

各界各層との議論を尽くし、国民的合意を得ることが不可欠であり、また、製造業の国内回帰の動きを阻害するものであるため、環境税の導入には反対である。

#### ・徴税の簡素化ならびに電子申告・納税システムの整備

現在わが国では、国と地方自治体（県・市町村）それぞれが徴税権を持ち、徴税業務を行っているが、税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図るため、国と地方自治体の徴税業務を一元化されたい。

併せて、電子申告・納税システムについて、一部地方税についても電子申告が始まっているが、国税と地方税のすべてについて電子申告・納税ができるよう整備されたい。

さらに、電子申告・納税システムの利用を促進させるため、例えば電子申告減税といった思い切った措置も導入されたい。